

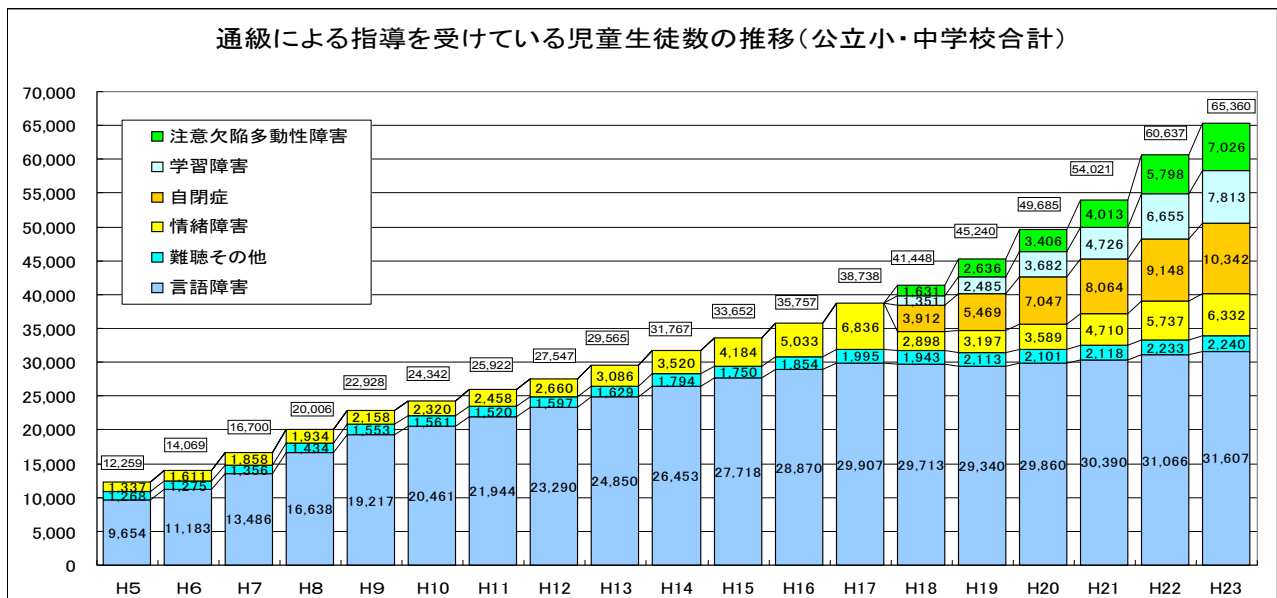
(1) 通級による指導を受けている児童生徒数

①通級による指導を受けている児童生徒数（平成23年5月1日現在）

（単位：名）

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	60,164	31,314	9,007	5,218	111	1,710	6,455	6,312	6	31
中学校	5,196	293	1,335	1,114	19	341	1,358	714	3	19
合計	65,360	31,607	10,342	6,332	130	2,051	7,813	7,026	9	50

②通級による指導を受けている児童生徒数の推移（平成5年度～平成23年度）



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計である

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定

（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応）